

令和元年度東京都税制調査会  
第2回総会

令和元年10月18日(金) 10:00~10:52  
都庁第一本庁舎7階 大会議室

**【長田税制調査担当部長】** 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
本日の総会は、配付資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。お手元には、次第、座席表、諮問文、検討事項、開催経過、委員名簿をお配りしております。

また、本日、御発言の際は、目の前のマイクの下ボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してから御発言いただければと思います。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては、池上会長にお願いいたします。

**【池上会長】** 皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第2回東京都税制調査会を開催いたします。

初めに、知事より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

**【小池知事】** 皆様、おはようございます。御多用のところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

令和元年度第2回の東京都税制調査会となります。本日の総会でございますが、小委員会で御検討いただいた内容をもとにいたしまして、答申の方向性を御審議いただくという会議でございます。今年度の都税調の検討事項の一つは、「直面する様々な変化への対応」でございます。言うまでもなく、東京は本格的な人口減少・超高齢化に直面をいたしております。また、「Society 5.0」を実現するために、今から準備をして、布石を打つ手を加速していく必要がございます。

そこで、都といたしまして、2040年からのバックキャストをした2030年までの長期戦略の策定を、現在、進めているところでございます。未来への投資なくして、成長も成熟も実現できないと考えます。

現代におきましては、わずかといひましょうか、10年間で大きな変化が起きるとい時代でございます。例えば、先日はポケベルがその役目を終えたなどというニュースも流れたように、10年のスパンで言いますと、スマホであるとかSNSというのはあっという間に変化をし、日進月歩で進化を進め、そして、もはや離すことのできないような社会的なインフラになっている。

そしてまた、新しい21世紀のあり方、そして、現実にも今、進んでいることを考えますと、基幹インフラとして5Gがあるかと思えます。そこで、都といたしまして「TOKYO Data Highway基本戦略」を策定いたしまして、「Society 5.0」の実現に向けて、5Gの整備を強力に後押ししていく考えであります。

経済はグローバル化、デジタル化、これによって激変した環境がございます。そして、税制も、それだけに、これまで以上に変化への対応が必要となってくると考えられます。また、未来への投資を進めるためにも、地方税財源の拡充など、税制改革の議論も非常に重要となってまいります。これが一点。

もう一つの検討の柱でございますが、真の地方自治の確立に向けた税財政制度のあり方でございます。それには、限られたパイを奪い合うという発想を変えることが重要ではないかと考えます。東京を含みます各地域が個性と強みを発揮して、互いに連携・協力し合って地域の活性化を図る共存共栄こそ、我々が進むべき道と考えております。共存共栄を通じまして、我が国の持続的発展の実現を図るためにも、地方自治体の役割、そして、その権限にふさわしい地方税財源の拡充等に向けました本質的な議論が不可欠でございます。

皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【池上会長】 都知事、ありがとうございました。

続きまして、私からも一言申し上げます。

今年度は、3年を1期とする東京都税制調査会の2年目でございます。お手元に配付されている諮問文と今年度の検討事項のとおり、今年度は「直面する税制上の諸課題に関すること」、それから「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」について議論を行ってまいりました。

本年5月に第1回の調査会を開催いたしまして、その後、小委員会におきまして検討を重ねて、その内容をお手元の答申（案）として取りまとめております。

本日は、お手元の答申（案）について御審議いただきます。皆様の御意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の調査会で御承認いただければと存じます。

それでは、次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【長田税制調査担当部長】 それでは、第1回調査会以降に当調査会の委員に就任された委員を御紹介申し上げます。

東京都議会議員の藤井特別委員でございます。

東京都議会議員の長橋特別委員でございます。

委員の紹介は以上でございます。

なお、知事は所用のためここで退席をさせていただきます。

【小池知事】 どうぞよろしく願いいたします。

(小池知事退室)

【池上会長】 それでは、これより議事に入ります。まず、諸富小委員長から「東京都税制調査会小委員会の開催経過」について説明をお願いします。

【諸富副会長】 諸富でございます。小委員長を務めております。よろしく願いいたします。

今回は、小委員会の議論においては、幾つかの新機軸を挙げているわけですが、とりわけ、今、知事が言及されましたような形で、パイを奪い合うのではなくて、全体として地方分権を進める観点から、東京都としても議論を進めていきたいということから、都税調においてもそういう方向で議論をまいりました。昨年までは、税源の偏在性を是正するという観点から、東京都の税源を一旦国が吸い上げた形で地方に配分するという議論の中で、どうしても対立的な議論にならざるを得なかったわけですが、本年度においては、新しい形で税制の方向を地方分権の形から、東京都から打ち出していこうというような方針で全体の議論を進めてまいりました。

開催を何度かしてまいりましたが、本年度の新機軸としては、委員がプレゼンテーションをいたしまして、それぞれの論点について、委員が論点、考え方を示した上で、事務局のほうで答申の方向性を取りまとめたというような審議過程をたどってまいりました。御覧いただければわかりますように、概要の2ページ目にも示されておりますけれども、本文11ページから14ページにありますような「デジタル経済と税制」のところ今回は特に注力をして書かれているということがありまして、ここは、地方税制からなぜこういったデジタル経済という、しかも、これは今ちょうどOECDで議論されております国際課税の問題でもありまして、今月9日にOECDで最新の、これから合意を求めていく骨子を取りまとめられて、来年の初頭には国際合意を目指しているところなのですが、それと地方税がどう関わるのかということも御疑問にあるかと思えます。いずれにしても、こういったデジタル課税というのは、法人・企業の課税のあり方にかなり大きな刷新をもたらすことになるだろうということが一つあります。そして、都においてもかなり重要な税源である法人関連課税において、何らかの影響を及ぼしてくるのではないかとということがございます。

それから、やはり税収については、それほど大きな各国間の配分の違いはないというふうには言われておりま

す。大変動が起きるといわけではないと言われておりますけれども、これまでタックス・ヘイブン等にあったような所得に対しても課税をする仕組みということになっていきますので、何らかの形で増収が生まれた場合には、国だけがその税源をとるとい形ではなくて、やはり地方に関しても、その税収をきちんと配分していくべきではないかというような考え方で、いち早くこういった国際的な新しい動向に対してもフォローしつつ、都税調からどういう考え方で地方税としても考えるべきかということについて発信をしていくという考え方に基づいております。

同様に、経済社会の非常に大きな課題として、税務行政のデジタル化、それから、やはり格差問題というのも非常に大きいので、所得税制の格差に対する対応、そして、最後に、環境に関してもグリーン化ということで、ちょうど政府税制調査会でも議論もされましたし、首相官邸においても、今後のパリ協定後の日本の脱炭素化へ向けた取組、方針が決まりましたけれども、それについて、やはり都税調としても議論し、税制上の対応も必要ではないのかという視点で議論をいたしております。

以上、簡単ではございますが、これまでの議論の経過というふうにさせていただきます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

それでは、事務局から、答申（案）の概要について説明します。

**【長田税制調査担当部長】** それでは、私から、答申（案）の概要について御説明させていただきます。タブレット画面に表示された資料1「令和元年度東京都税制調査会答申（案）の概要」を御覧ください。

初めに、今年度の答申（案）の概要の全体の構成でございますが、5部構成となっております。第1部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する当調査会の基本的な考え方を述べております。第2部「デジタル経済と地方税財政制度」では、現在、OECDにおいて見直しが進められております法人課税の国際課税ルールを踏まえつつ、地方税財政の観点から、あり方について記載をしております。第3部「社会経済の変化に対応した所得課税」では、社会経済が大きく変化する中で負担の公平性などの観点から、個人所得課税のあり方について述べております。第4部「環境関連税制」では、税制の一つの基軸に環境を据えるべきことを指摘し、地球温暖化対策のための税の将来像について述べております。第5部「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」では、まとめの章として、地方交付税制度のあり方や望ましい地方税体系の構築などについて述べております。

答申（案）の概要につきましては、お手元の資料により御説明をさせていただきます。

第1部につきましては、現状認識を記載してございますので、タイトルのみの読み上げとさせていただきます。第1部「税制改正の視点」。

「1 基本的視点」として、（1）少子高齢・人口減少社会、（2）将来を見据えた分権改革、（3）財政の持続可能性の確保、（4）地方税体系のあり方、

「2 時代の変化に対応した視点」でございますが、（1）デジタル経済と税制、（2）税務行政のデジタル化の推進、（3）所得格差に対応した税制、（4）税制のグリーン化、以上について記載をしております。

続きまして、第2部からは具体的な提言になりますので、要点のみを読み上げさせていただきます。

第2部「デジタル経済と地方税財政制度」。

「1 デジタル経済に対応できない国際課税原則」。

1ポツ目でございますが、現在の国際課税原則の下では、国は国境を越えて活動する企業に対し、営業所や工場のような恒久的施設がその国になければ課税することができない。一方、インターネットを通じデジタルサービスを提供する企業は、PEなしで直接消費者にアクセスできるなどとしております。以下2点については、省略をさせていただきます。

続きまして、「2 OECD及び各国における検討状況」。

OECDは、①利用者参加（英国案）、②マーケティング無形資産（米国案）、③重要な経済的存在（インド等

新興国案)の3案に整理し検討しております。一方、英仏など欧州諸国を中心に、各国が独自に実施する「デジタルサービス税」の導入や検討が広がりつつある。

「3 デジタル経済に対応した税制のあり方」。

(1) 国際課税の新ルールについてですが、1つ飛ばしまして、2つ目のポツから読ませていただきます。デジタル課税により法人の所得が増加する場合、地方法人課税の課税ベースも拡大。これによる税収の増収分は地方に帰属すると考えられるが、対象法人が国内にPEを持たない場合は、全地方自治体において当該法人に課税できない。PEが存在する場合も、これまでの分割基準を適用することが妥当ではないなどの課題がある。デジタル課税に伴う地方税増収相当分を国が徴収し、地方に配分する仕組みも考えられる。いずれにしても、デジタル課税の国内帰属が問題となることを踏まえ、国際課税に関して各国から提案されている着眼点も参考に、地方へ配分する仕組みを今から検討しておく必要がある。

(2) DST導入オプションについて。我が国がDSTを導入するオプションについても、新ルール策定に向けた議論が国際的な合意形成に至らなかった場合に備え、国民的議論として取り上げ、公開の場で検討を始める必要がある。急速に拡大するデジタル経済の中で、暫定措置として、我が国がDST導入の可能性を検討することには合理性がある。DST実施の場合は、その税収の一定割合を地方交付税原資、地方譲与税とするなど、地方へ配分する仕組みを導入するべきだとしております。

第3部「社会経済の変化に対応した所得課税」についてでございます。

「1 個人所得課税のあり方」についてですが、1つ飛ばして2つ目から読み上げさせていただきます。

個人所得課税の所得再分配機能を強化するため、所得控除方式となっている控除項目について税額控除方式へと移行すべき。ライフコースの多様化等の観点を踏まえ、私的年金制度における年金受取と一時金受取の税負担公平化など、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担を確保する制度の構築を目指すべき。

「2 金融所得に係る税制のあり方」。

高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く、金融所得の多くは分離課税の対象として累進所得課税よりも相対的に低い税率が適用されていること等により、高所得者層の税負担が低くなっている。所得層間の負担の公平性という観点から、金融所得における分離課税の税率については、主要先進諸国の税率も参考にしつつ、引き上げることを検討すべき。ただし、その場合、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮することが必要。

「3 個人住民税の現年課税化」。

1ポツ目でございますが、所得課税において、適正・公平な課税の観点から、所得発生の時点と税負担の時点をできるだけ近づけることが望ましい。1ポツあけて、3つ目でございます。個人住民税の現年課税化に向けては、特別徴収義務者、納税義務者、市町村の事務負担を軽減する仕組みが不可欠。マイナンバーカードの普及、企業のIT化などの状況等を踏まえつつ、企業、市町村等の現場の声を聞きながら、早期実現に向けた検討を進めていくべきとしております。

続きまして、第4部「環境関連税制」でございます。

「1 グリーン化に向けた取組」につきましても、1つあけて、2つ目のポツを読ませていただきます。税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠としております。

「2 『地球温暖化対策のための税』の将来像」。

諸外国と比較して日本の税率は極めて低い。人々の行動・投資を低炭素なオプションに転換させるために、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋を示すべき。税収については、幅広い用途に活用できる仕組みとするべき。地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税収を適切に配分すべきとしております。

第5部「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」についてでございます。

社会経済が様変わりしていく状況にあっても、国と地方がそれぞれの役割を果たし、国民・住民の将来への不安を取り除き、豊かな社会を実現すべき。我が国財政の健全性が懸念される中において、将来を見据えた、国・地方を通じた税財政制度の見直しは急務。とりわけ、地方税財政制度については、税源が地域に普遍的に存在し、税収が十分かつ安定的に確保できる税体系の構築と、地方交付税制度の機能発揮が重要。時代に合った税制度の見直しを通じて、国・地方の税財源の拡充を図るとともに、国と地方の税源配分を含め、地方税体系の望ましい姿の実現を目指すべき。「ふるさと納税」は、受益と負担との関係をゆがめる制度であり、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき。地方の固有財源である地方交付税について、財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくためには、交付税原資となる国税の充実、地方交付税の法定率引上げ等を行うとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映するべきとしております。

答申（案）の概要についての御説明は以上でございます。

【池上会長】 それでは、審議に入ります。

ここで、諸富小委員長から何か補足することがあれば、お願いします。

【諸富副会長】 先ほど申し上げましたので、特段のということはありませんが、先ほどの繰り返しになりますが、デジタル課税について非常に重点的に記述をさせていただいたということと、それから、先ほど触れなかったですが、個人住民税の現年課税化ということを打ち出した点も新しいと思います。税務行政のデジタル化とこれは絡んでいるわけですが、いろいろな形で所得が、例えば職業が変わった、あるいは退職をした等の理由で、その年に所得がない、あるいは少なくなったにもかかわらず、昨年度実績に基づいて課税されるということに伴ういろいろな不平不満というのは、確かに市民の間でございます。そういう問題に対応する一つの方策として現年課税化、これはこれまでできないと言われてきたのですが、税務行政のデジタル化とあわせて、こういったことも可能になるのではないかということを入れさせていただいたのも新しい点かと、補足をさせていただきます。よろしくをお願いします。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局からの説明にありましたとおり、この答申（案）は5部構成をとっております。第1部は「税制改革の視点」、第2部は「デジタル経済と地方税財政制度」、第3部は「社会経済の変化に対応した所得課税」、第4部は「環境関連税制」、そして、第5部は「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」となっております。ただし、これらは相互に関連する内容もございますので、一括して御審議いただきたいと思っております。

この答申案につきまして、どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

曾根特別委員。

【曾根特別委員】 答申（案）、私たちは昨年来、いわば所得の再配分機能を地方税制においても強化するという点は、私たちもかねてから、住民税がフラットになってからずっと主張してきたことですので、その方向については理論構築を大いに進めるべきだと考えております。

それから、今回は議題が違うといえば違うのですが、消費税増税直後の都税調ですので、10%への消費税増税の及ぼす影響、地方税ももちろん関連していますが、これについてはずっと一貫して言っていることですが、消費の冷え込みを加速するのではないかということと、所得が少ない人に対する逆累進、この宿命は免れない。いろいろ手だてをとっていますけれども、この点はあえて申し上げておきたいと思っておりますし、インボイス制度というものが今度、出てきていますが、これは免税業者が非常に市場から締め出されるおそれもあるということも申し上げておきたいと。

今回、特徴的な新しい御指摘もありました。一つはデジタル課税についてなのですが、デジタル課税に

については、昨年もここで議論がありましたが、日本や都内で莫大な利益を上げながら課税を逃れているGAF Aなどに対して、適切な課税強化は当然だと考えておまして、国際的な動きに後れをとることなく検討すべきであると。今回、特に地方税として捕捉しやすいように、売上げに対する課税を検討することは非常に重要だと思います。この点はぜひ促進していただきたいと、これが一点です。

それから、個人住民税の現年課税について、これは私たち、特にまとまった政策を持っておりませんが、やはり矛盾があることは間違いないし、納税者の立場からすれば、所得が落ちてから大きな課税が来るという、私自身も経験がありますけれども、そういう矛盾をなくす上では一定の前進になり得ると。ただ、ここで心配なのは、課税の実務が本当にできるのかと。課税漏れをなくすために、例えば私たち、これは制度として反対しておりますマイナンバーカードを徹底するとか、そういう方向に行くのではどうなのかということと、国税と地方税の納税のタイミングが一緒になるということは、中小零細業者などにとっては負担になりかねないのではないかと懸念がある。課税の実務の点と、それから、それに対応する納税者のほうの負担という点で、いろいろ技術的に解決しなければならない問題がかなりあるなと思っております。

あと、基本認識のことで毎回言っていることなのですが、今の日本の少子高齢・人口減少社会を、現状どう認識するかという点で、ここにも冒頭に書いてありますけれども、「税制改革の視点」というところですが、肩車型という認識から、さらに重量挙げ型、つまり、自分の体重よりも重い高齢者を支えなければならないみたいな、どんどん、どんどん、なかなか暗い未来しか描けなくなってきた。こういう発想ではもう限界があるなということも誰しもが感じている点だと思います。したがって、少子化をどう打開するのかという問題と、若年世代に対する支援も含めて、どうそれを克服するかの政策的な展望と併せて考えないと、このままの流れが続くということを前提にしては、税制度もなかなか考えられないという問題があると思います。

私たち、政策としては、若者世代に子育て支援ということが今、中心になってはいますが、例えば住宅問題、雇用問題、高過ぎる教育費など、私たちが若いころから比べてものすごく負担や条件が悪くなっているのですね。こういう点も総合的に解決しないと、子育て支援だけでは言いませんが、そこが中心だけではこの問題は解決しないなと思っております。

それから、高齢者世帯に対する支援を削って若者にというような、世代間対立をあおるような論理はもう絶対やめるべきだと。高齢者の介護の負担というのが若者を苦しめているわけで、高齢者が自分の子供たちにいわば負担をかけないで社会的に介護や福祉が受けられるようにすることも若者支援になるのだという視点も含めて、この抜本的な認識の改革が必要ではないかというふうに思う点が一点です。

それから、後のほうに「財政の持続可能性の確保」という点がありますけれども、これは前々から言っているのですが、日本の場合、租税負担と社会保障負担を合わせた国民負担率が諸外国より低いというふうにはずっと言われてきてはいますが、中身を見ると、高額所得者や高い利益を上げている企業に対する社会保障の負担や租税負担が今減っているということが大きな原因であって、この間、年金のことが話題になりましたけれども、例えば年金の掛金でも、厚生年金でいえば、年収1000万円を超えた厚生年金加入者は保険料が頭打ちになるのですね。国民健康保険も、我々のような、年収がちょっと上がればもう国民健康保険料は頭打ちですね。そういう点で言うと、高額所得者ほど、税制も、社会保険料も負担が軽くなっているというところは、どうやってちゃんとした適正な負担をかけていくのかというところが大きな課題であるのと、世代間の対立にはならないという点は、改めて強調しておきたいと思っております。

全体として、新しい方向としては、所得再配分、デジタル課税、納税者の負担をできるだけ減らすような実務的な改善、この方向については基本的に賛同していきたいと思っております。

以上です。

【池上会長】      ありがとうございます。

ただいまの御質問に係る部分について、諸富小委員長から何かございますか。

【諸富副会長】 御意見ありがとうございます。

今の曾根特別委員の御発言、全くそのとおりかと思って聞いておりました。特に、世代間の対立にならないように議論していく。これは限られた財源の中で、どのようにして充実すべきことを重視していくか。そして、高齢者に行っている財源を削って若年世代にということになりますと、確かに世代間の対立ということになりますので、世代間が対立しないようにするという視点は大変重要なことだと思いました。

保険料については、税制調査会の議論の対象では必ずしもないのですが、保険料を含めた税制全体、税と保険料の負担というものを視野に入れながら、確かに委員が御指摘のように、高所得者に対する負担が適切かというふうに言われると、私も個人的には、現状では必ずしもそうではないと思いますし、税制を含めて、保険料を含めた負担で応能という考え方がしっかり位置づけられていくべきだと思いますし、御指摘いただいた点、すぐに今回の答申というわけではありませんが、今後も引き続き、税制調査会の議論の中の、議論の視点として生かしていきたいと考えております。ありがとうございます。

【池上会長】 今、諸富小委員長からお話しいただきましたけれども、重ねて申し上げますと、例えば高齢者の介護でありますとか、あるいは年金でありますとか、そういったことについて生活保障が大事であるということはそのとおりでございます。それと同時に、今、曾根特別委員からもお話しいただいたとおり、所得の再分配も大事だということですが、それぞれの世代の中で高所得者と低所得者がいて、高齢者の中にも格差はあるかと思えます。そういったところを踏まえて適切に再分配機能を果たしていくための税制が必要だろうと考えております。

個人住民税の現年課税化については、技術的な問題はまだまだいろいろあるだろうというお話がございました。答申(案)を読んでいただければわかりますが、決定版として「こうすればすぐうまくできます」という形では書いておりません。今回は、問題を提起して、議論を始めましょうというスタンスで書いております。東京都だけでなく、国も、あるいは他の自治体も含めてこういう議論を始めていきたいという書き方になっておりますので、そこを御理解いただければと考えております。よろしいでしょうか。

秋田特別委員。

【秋田特別委員】 まず、これまで先生方におかれましては、小委員会等で大変な御検討をいただいたことに御礼を申し上げさせていただきたいと思えます。

私のほうから、大きく分けると二点かな。デジタル課税と税財政制度についての二点からお話しさせていただきたいと思うのですが、まず、デジタル課税のほうなのでございますけれども、私も、グーグルも使いますし、アップルも使うし、フェイスブックもアマゾンも使います。多分、ここにいらっしゃる多くの皆さんはお使いになられているのだと思いますし、国民、都民の皆様も、多くの皆さんが、いわゆるGAF Aと呼ばれているようなものを日常的にお使いになられているのだと思いますが、一方で、こういった企業群が世界的に税金をほぼ払っていないみたいな事実は、多くの皆さんが実は知らないのだと思います。都民の皆さんも、国民の皆さんも、知らないのだと思います。ですから、どういうふうにするのがいいのかわかりませんが、それはやはり都民の皆様方にどういった形であれ、伝えるということは重要だと私は思います。

と申しますのは、そういったものを使いながら、一方で、多くの中小企業や多くの都民・国民の皆さんが税金を払うのに四苦八苦されているという現実があるわけでございますから、自分たちが使っているそういった企業群なりが、多国籍企業と言っているのかどうかわかりませんが、GAF Aと呼ばれているような企業が税金をなかなかお払いいただけないという事実は知っていただく必要がまずあると思えます。これが一点目です。

二点目でございますが、東京都はいわゆるメイヤーズ・サミット、U20とかいうもので、大都市間のサミットに参加をしております。こういったところでもしっかりと、東京都として他の大都市と連携をしながらと言っ

ていいのかわかりませんが、こういった場でも、しっかりとこの点については同じような問題を共有できると思いますから、東京都としてちゃんと議題に上げ、議論をしていくべきだと思います。この話というのは、何だかんだ言ってやはり大都市が一番影響を受ける問題でもあると思いますから、ぜひU20みたいなところでもしっかりと東京都として議題の俎上にのせた上で議論を重ねていくべきだと思います。

三点目で、デジタル課税とは直接関係ないのかもしれませんが、一方で国内に本拠を置く、例えばソフトバンクみたいな企業が、今年税金を払っていないですね、たしか。企業会計上は莫大な利益を上げる一方で、税法上は税金を払っていないという現実があるわけです。この事実というのは、先ほどと同じこととなりますが、中小零細企業が税金を払うのに大変苦労している一方で、あのような大企業が様々な公共インフラを使いながら税金を払っていないというのは、やはり中小企業で税金を払うのに四苦八苦されている皆さんからすれば、いかなものかと感じるのだと私は思いますから、こういった問題についてもしっかりと東京都税調として、私は意見をしていくべきだと思います。それが大体、デジタル課税に関することで、三点申し上げさせていただきました。

それから、もう一点、税財政制度等に関してですが、これは東京都も実は私は大いに反省しなくてはならないと思っております。どういうことかという、他の道府県から見ると明らかにぜいたくと言われるような施策が少なからずあるわけです。そこまでお金を補助するのかと思われるような部分にお金をつけている部分がある。そういった部分は、実は他の道府県からすると狙い撃ちしやすいわけですから、主税局に限らず、東京都全体として、そういった部分は反省しなくてはいけないですし、我々政治に従じる人間も、しっかりとそういった認識を持って提案なりをしていかななくてはならないのだということは強調させていただきたいと思います。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。

デジタル課税の論点と、それからもう一つ、都の政策全般について、他の道府県との違いといいますか、そういったところについてどう考えるかということだと思います。

これについては、諸富小委員長からごきますか。

**【諸富副会長】** 御指摘、確かに受けとめました。特に第一点目、デジタル課税について、なぜこれが必要かということ、なぜこういう議論が欧州を中心に提起されて、広がってきたかと。特にDST、デジタルサービス税のようなものを、場合によっては代替的にかけるという議論の背景には、やはり欧州の人たちのGAF Aが税金をほとんど納めていないことに対する怒りがあって、秋田特別委員がおっしゃったように、中小企業の人たち、ブリック・アンド・モルタルと呼ばれているようなリアルな店舗でやっている人たちと、デジタルでサービスしている人たちとの間に巨大な税負担格差が起きていて、公平な競争を阻害されているという問題意識があるのに対して、ちょっと日本は、研究者の怠慢もあるかもしれませんが、そのあたりの実態がいま一つ知られていないのは委員の御指摘のとおりで、実は私、ソフトバンクについては知らなかったのですけれども、そういうデジタル企業に伍していく日本の産業についても、実はそういう実態があるのかもしれないですね。

それについて、日本はどうしても、OECDの議論はこうなっていますというのが、何か海外での人ごとのようになってしまっていて、その紹介のようになってしまっても、実は足元の問題でもあるかもしれないということについて御指摘いただいたと思います。その点は、まず、こういった議論がなぜ大事かを押していく場合の基礎的な認識として踏まえていきたいと思っています。ありがとうございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

ただいまの御発言は、GAF Aだけではなくて、国内企業の実態はどうかということも含めて考えなければいけないという御指摘かと思えます。これをどう考えるべきか、これは次年に検討させていただければと考えております。

二点目にお話しいただきました都の施策の妥当性につきましては、都税調でどこまでやれるかというよりも、



この場にいらっしゃる皆様がまさにそれを担っておられるわけですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただし、都税調の答申(案)におきましても、最初に書いた「少子高齢・人口減少社会」は東京都も当然直面する問題ですから、もちろん悠長なことは言つてはくれません。それを踏まえて税収を確保しなければいけないという課題があることを、もちろん議論の出発点にしてあります。そういうことも含めて、我々としてもできることはやつていきますけれども、ぜひ皆様の多大な御尽力をいただければと考えてあります。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

藤井特別委員。

【藤井特別委員】 ありがとうございます。

私からは、少し各論に入るといふか細かい点になるのですが、二点、「税務行政のデジタル化の推進」のところ、15ページから始まるところなのですが、こちらは非常によくまとめていただいております、「Society 5.0」の世界を実現することであつたりとか、税務手続のデジタル化の意義であつたりとかいうところ、非常によくまとまっていると思つてあります。

一点、可能であれば追加していただきたいのが、国のほうでデジタル手続法案、デジタルファースト法が通つてありますので、その点もここに指摘といふか、何か入れておくべきではないかなと思つてあります。デジタルファースト法案が税務手続まで含めていたかどうかといふところ、済みません、私、まだきちんと把握できていないところではあるのですが、国も進めている中で、都としても進めていくという視点は一つあつてもいいのではないかなと思つてあります。

もう一点目は意見なのですが、デジタル課税の部分と環境税等のところ。環境税は違ふ書き方をしていましたね。地球温暖化対策のための税といふところで、今、国レベルで議論がされていふ、それが地方にとってどういった影響を与えるのか。地方税としてきちんと還元されるのかといふ点を指摘している点は、非常に価値がありますし、重要な点だと思つてあります。

今後の話になるのかもしれませんが、もし可能であれば、どういった形で分配するのがいいのかといふモデルであつたりとかいふのを都税調として示すといふのも一つの考えではないかなと思つてあります。国が議論をリードしていくのかもしれませんが、これは地方に大きく関わることであり、東京都だけではなくて他の自治体も巻き込んで議論をしていくべきものだと思いますので、モデルを提示しながら、議論のきっかけとするといふことも非常に重要な点ではないかなと思つてありますので、御検討のほどお願ひします。

【池上会長】 ありがとうございます。

一点目の国のデジタルファースト法案につきましては、検討させていただきまして、どういった形で書き込めるかを、私のほうで引き取らせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

二点目の温暖化対策税につきましては、諸富小委員長から何かございますか。

【諸富副会長】 これについては国のほうで、今までのところでは環境省を中心として議論の場が設けられて、議論が積み重ねられてきて、政府税調にも、この度の中問答申にこの検討を進めていくといふことで入りましたので、国のレベルで議論が一層深められていくことは間違いないと思ひます。

委員の御指摘は二つあつて、そういった国の制度設計に対してきちんと地方の側からもモデルを提示して、どういった制度をやつていくべきか発信すべきだといふことと、場合によっては地方自身でどうするかといふこともモデルを考えるべきだといふふうには、二つ解釈したのですけれども、前者に対しては、もちろん来年度以降、具体的な制度設計を深めていく場合にどういったモデルが考えられるのかといふことで議論を深めていく必要があると思ひましたし、独自といふことについては、実は、炭素税とか温暖化に係る税については都税調としては大分実績がございまして、都独自で課税できないかといふことについての制度設計のモデルについては、過去複数回議論をして、提言もしております。なかなか難しい点もありまして、完全に独自でといふのは難しいといふこ

とでもあるのですが、同時に、デジタル課税に関しても今回、DSTというものが出てきました。これも都独自でというのは難しいかもしれませんが、地方としてDSTというものを、売上げですので、場合によっては考えられるかもしれませんが、国際合意の行方がどうなるかということを含めるとは、デジタルサービスに対して課税する、売上げに対して課税するという点についても、一定のモデルを考えられるかなど、今の時点では考えております。

それから、国際合意になった場合ですけれども、税収が実際に入ってきた場合に、それをどういうふう具体的に地方間で分割していくかという分割基準があるのですが、その配分の方法を、現行の仕組みでいくのか、新しいデジタル課税の仕組みに沿った新しい配分方法でいくべきなのかといった点も、モデルということを議論する場合の一つの論点になるかと考えます。

いずれにしても、委員の御指摘を受けて、より詳細な議論を進めていく場合の議論の中に、今回の答申にすぐというわけにはいきませんが、今後の議論の方向性の御示唆をいただいたというふうを受けとめました。ありがとうございます。

【池上会長】 よろしいでしょうか。

【藤井特別委員】 はい。

【池上会長】 他にございましたら、いかがでしょうか。

もし、他に特段の御意見がないようでしたら。ただいま複数の特別委員に御発言いただきました。答申の案文については、ただいまの御意見を踏まえて、修正すべきところがあれば、それについて検討させていただきます。それにつきましては、私と諸富小委員長、それから事務局に御一任いただきたいと思います。そのうえで次回、答申の最終案を作成して、提出させていただきます。

以上の方針でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【池上会長】 それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

他に御意見、御質問等がございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、事務局を代表して、塩見主税局長から、委員の皆様へ一言御挨拶がございます。

【塩見主税局長】 後ろから失礼します。主税局長の塩見でございます。

本日は、本当に委員の皆様方、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。深く御礼申し上げます。

今回の調査会におきましては、国税及び地方税につきまして、国際課税というより広い視点も含めまして、そのあり方につきまして、御議論いただいたところでございます。都としては、今後とも地方分権の理念のもと、地方の役割に見合った地方税財政制度の抜本的な改革が必要であるという認識のもと、引き続き、強く主張していきたいと思っております。

答申(案)の策定に当たりましては、池上会長並びに諸富小委員長を初め、小委員会の委員の皆様本当に多くの時間を割いていただきまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

また、本日出席いただきました全ての委員の皆様方にも、今年度の答申の取りまとめに向け、ひとかたならぬ御尽力を賜りまして、改めて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

【池上会長】 それでは、事務局から、次回の日程の説明をお願いします。

【長田税制調査担当部長】 第3回調査会は、10月31日木曜日、午前11時から、本日と同じこの会議室で開催させていただきますので、御出席方、どうぞよろしくお願いをいたします。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして、第2回東京都税制調査会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございました。